**平成２２年（フ）第１１０号**
愛媛県松山市衣山２丁目３番18号大石安一方
債務者　山下　千里
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
松山地方裁判所

**平成１９年（フ）第３４５５号**
福岡県太宰府市観世音寺１丁目17番31号グランディオーソ観世106号
債務者　草野　明子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第２０５号**
福岡市西区姪の浜３丁目38番10―403号
債務者　木原　新太
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第２７９号**
福岡市城南区友丘３丁目１番35号
債務者　小松　幸輝
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第４００号**
福岡県春日市大和町２丁目21番地１ハイム白水102号
債務者　矢川　政美
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２２年（フ）第９５号**
福岡県久留米市青峰１丁目17番５号
債務者　横溝ふたみ
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２２年（フ）第４０１号**
福岡県春日市大和町２丁目21番地１ハイム白水102号
債務者　矢川　陽子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第４９４号**
福岡市東区奈多１丁目２番20―403号
債務者　生田　公子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第５４号**
福岡県久留米市御井町1998番地４
債務者　松永　淳二
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２２年（フ）第９８号**
福岡県久留米市藤光町1272番地３　河津アパート103号、旧住所福岡県久留米市津福今町625番地２　エトワールチサＡ101号
債務者　永藤　繁行
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２２年（フ）第１８号**
北海道日高郡新ひだか町静内清水丘32番地
債務者　山本智恵子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

**平成２２年（フ）第４１号**
北海道余市郡余市町栄町389番地６、前住所北海道余市郡余市町栄町392番地58
債務者　江添　智幸
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２２年（フ）第１０号**
秋田県にかほ市象潟町字２丁目塩越104番地
債務者　佐々木あさ子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
秋田地方裁判所本荘支部

**平成２２年（フ）第１１号**
秋田県由利本荘市大倉沢字沖田169番地
債務者　遠藤　大樹
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
秋田地方裁判所本荘支部

**平成２２年（フ）第１３号**
秋田県由利本荘市石脇字田尻野19番地21
債務者　柳橋　　仁
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
秋田地方裁判所本荘支部

**平成２２年（フ）第３２号**
宮崎県日向市大字塩見1309番地
債務者　黒木　敦子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２２年（フ）第３３号**
宮崎県日向市大字塩見1309番地
債務者　宅間　健司
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２２年（フ）第４２号**
沖縄県南城市大里字大里2254番地中村宅、住民票上の住所沖縄県南城市字嶺井515番地６嶺井団地Ａ１―206
債務者　銘苅　　勉
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部